

| 制定 | 廃止 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;"><u>20160905商局第2号</u> <u>平成28年9月23日</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;"><u>電気事業法施行規則第50条第2項の解釈について（内規）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</u></p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号。<u>以下「法」という。</u>）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」</p> | <p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成20・12・22原院第6号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）</u> <u>を次のように定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成20年12月26日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）</u></p> <p>(新設)</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第50条第</p> |

| 制定 | 廃止 |
|---|---|
| <p>という。)第50条第1項において、<u>事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業又は発電事業(法第38条第4項第4号に掲げる事業に限る。以下同じ。)</u>の用に供するものと、それ以外の事業用電気工作物に区分し、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに定めることとしている。<u>一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の設置者(以下「事業者」という。)</u>の定める保安規程については、省令第50条第2項に掲げる事項について記載することが<u>求められ、自主保安活動</u>を行う上での基本的なルールを事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。</p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、<u>経済産業省</u>が、本内規の制定時において、<u>一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項</u>である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 第1号(関係法令及び保安規程の遵守のための体制)</p> | <p>1項において、<u>一般電気事業又は卸電気事業(みなし卸電気事業(電気事業法の一部を改正する法律(平成7年法律第75号)附則第2条第2項により卸電気事業とみなされた事業をいう。))</u>を除く。以下「<u>一般電気事業等</u>」という。)の用に供する事業用電気工作物と、それ以外の事業用電気工作物に区分し、<u>事業用電気工作物の設置者がそれぞれの事業用電気工作物の組織ごとに定めることとしている。一般電気事業等の用に供する事業用電気工作物の設置者(以下「事業者」という。)</u>の定める保安規程については、省令第50条第2項及び第3項に掲げる事項について記載することが<u>求められる。このうち、省令第50条第2項に掲げる事項については、自主保安活動</u>を行う上での基本的なルールを<u>第一義的には事業者自らの責任</u>において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。</p> <p>なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、<u>当院</u>が、本内規の制定時において、<u>一般電気事業等の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項</u>である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 第1号(関係法令及び保安規程の遵守のための体制)</p> |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> </div> <p>(略)</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> </div> <p>(略)</p> |

| 制定 | 廃止 |
|--|--|
| <p data-bbox="98 156 340 185">2. 第2号（組織）</p> <div data-bbox="98 197 1102 293" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="107 209 1093 284">三 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p> </div> <p data-bbox="138 352 197 381">(略)</p> <p data-bbox="98 448 430 477">3. 第3号（主任技術者）</p> <div data-bbox="98 489 1102 585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="107 501 1093 576">三 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> </div> <p data-bbox="98 644 1102 719">主任技術者は、<u>法第43条</u>の規定により保安の監督を行うために選任される者であり、その職務を誠実に行うことが求められている。</p> <p data-bbox="98 740 1102 963">したがって、その保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、その職務範囲及び内容について適切に定められていることが必要である。また、保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされている必要がある。特に、保安の監督に支障を来すこと等がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている必要がある。</p> <p data-bbox="98 984 1102 1059">なお、必ずしも発電所の保安組織から主任技術者が独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p data-bbox="98 1126 398 1155">4. 第4号（保安教育）</p> <div data-bbox="98 1168 1102 1311" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="107 1179 1093 1305">四 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの イ～ハ （略）</p> </div> <p data-bbox="138 1370 197 1399">(略)</p> | <p data-bbox="1133 156 1375 185">2. 第2号（組織）</p> <div data-bbox="1133 197 2136 293" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1142 209 2128 284">2 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p> </div> <p data-bbox="1173 352 1232 381">(略)</p> <p data-bbox="1133 448 1464 477">3. 第3号（主任技術者）</p> <div data-bbox="1133 489 2136 585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1142 501 2128 576">3 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> </div> <p data-bbox="1133 644 2136 719">主任技術者は、<u>電気事業法第43条</u>の規定により保安の監督を行うために選任される者であり、その職務を誠実に行うことが求められている。</p> <p data-bbox="1133 740 2136 963">したがって、その保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、その職務範囲及び内容について適切に定められていることが必要である。また、保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされている必要がある。特に、保安の監督に支障を来すこと等がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている必要がある。</p> <p data-bbox="1133 984 2136 1059">なお、必ずしも発電所の保安組織から主任技術者が独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p data-bbox="1133 1126 1433 1155">4. 第4号（保安教育）</p> <div data-bbox="1133 1168 2136 1311" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1142 1179 2128 1305">4 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの イ～ハ （略）</p> </div> <p data-bbox="1173 1370 1232 1399">(略)</p> |

| 制定 | 廃止 |
|---|---|
| <p>5. 第5号(発電用の事業用電気工作物に対する保安の改善)</p> <p><u>五</u> 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であって次に掲げるもの(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(略)</p> | <p>5. 第5号(発電用の事業用電気工作物に対する保安の改善)</p> <p><u>5</u> 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であって次に掲げるもの(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(略)</p> |
| <p>6. 第6号(発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書)</p> <p><u>六</u> 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。</p> <p>発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要なすべての文書について、その作成、変更、承認及び保存が適切に行われるための文書管理手順(保安のために必要な文書か否かの基準及び文書の識別や廃棄に係る手順を含む。)について記載される必要がある。これらには、<u>法</u>に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、<u>法</u>の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きが含まれる。</p> | <p>6. 第6号(発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書)</p> <p><u>6</u> 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。</p> <p>発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要なすべての文書について、その作成、変更、承認及び保存が適切に行われるための文書管理手順(保安のために必要な文書か否かの基準及び文書の識別や廃棄に係る手順を含む。)について記載される必要がある。これらには、<u>電気事業法</u>に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、<u>電気事業法</u>の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きが含まれる。</p> |
| <p>7. 第7号(発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書の保安規程上の位置づけ)</p> <p><u>七</u> 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。</p> <p>(略)</p> | <p>7. 第7号(発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書の保安規程上の位置づけ)</p> <p><u>7</u> 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。</p> <p>(略)</p> |

| 制定 | 廃止 |
|---|--|
| <p>8. 第8号(保安に関する記録)</p> <p><u>八</u> 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。</p> | <p>8. 第8号(保安に関する記録)</p> <p><u>8</u> 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>9. 第9号(巡視点検)、10号(運転または操作)、12号(発電所長期停止時の保安)及び13号(災害、非常時の措置)</p> | <p>9. 第9号(巡視点検)、10号(運転または操作)、12号(発電所長期停止時の保安)及び<u>13</u>号(災害、非常時の措置)</p> |
| <p><u>九</u> 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。 <u>十</u> 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。 <u>十二</u> 発電所の運転を相当期間停止する場合における保安の方法に関すること。 <u>十三</u> 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。</p> | <p><u>9</u> 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。 <u>10</u> 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。 <u>12</u> 発電所の運転を相当期間停止する場合における保安の方法に関すること。 <u>13</u> 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>10. 第11号(発電用の事業用電気工作物の保安に係る調達管理)</p> | <p>10. 第11号(発電用の事業用電気工作物の保安に係る調達管理)</p> |
| <p><u>十一</u> 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。</p> | <p><u>11</u> 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>11. 第14号(保安規程の定期的な点検及び改善)</p> | <p>11. 第<u>14</u>号(保安規程の定期的な点検及び改善)</p> |
| <p><u>十四</u> 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。</p> | <p><u>14</u> 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。</p> |

| 制定 | 廃止 |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p>12. 第15号(その他保安上必要な事項)</p> <p><u>十五</u> その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項</p> <p><u>サイバーセキュリティ (サイバーセキュリティ基本法 (平成二十六年法律第百四号) 第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)</u> を確保するため、次の各号により適切な措置が講じられることが必要である。</p> <p>一 <u>スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 3 (2 0 1 6) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」</u> によること。</p> <p>二 <u>電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 J E S C Z 0 0 0 4 (2 0 1 6) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」</u> によること。</p> <p>また、<u>本号は前に掲げるもののほか、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を行う上で事業者の判断により必要となるものについて記載することを想定した規定である。</u></p> <p><u>(参考：旧省令第50条について (抜粋))</u></p> <p><u>(保安規程)</u></p> <p><u>第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査 (以下「法定事業者検査」と総称する。) を実施す</u></p> | <p>(略)</p> <p>12. 第15号(その他保安上必要な事項)</p> <p><u>15</u> その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項</p> <p>(新設)</p> <p><u>前各号のほか、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を行う上で事業者の判断により必要となるものについて記載することを想定した規定である。</u></p> <p>(新設)</p> |

| 制定 | 廃止 |
|---|----|
| <p><u>る組織については次の第一号から第九号までに掲げる事項について、それ以外の組織については次の第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の処理設備(以下「ばい煙処理設備」という。)の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる事項について定めることをもって足りる。</u></p> <p><u>一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。</u></p> <p><u>二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。</u></p> <p><u>三 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。</u></p> <p><u>四 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。</u></p> <p><u>五 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。</u></p> <p><u>六 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。</u></p> | |

| 制定 | 廃止 |
|--|-------------|
| <p><u>七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。</u></p> <p><u>八 事業用電気工作物の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。</u></p> <p><u>九 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項</u></p> <p><u>附 則（２０１６０９０５商局第２号）</u></p> <p><u>１ この規程は、平成２８年９月２４日から施行する。</u></p> <p><u>２ この規程の施行の際現に電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成二十八年十二月三十一日までに、この規程に掲げる事項を定めて電気事業法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。</u></p> <p><u>３ 電気事業法施行規則第５０条第２項の解釈適用に当たっての考え方（内規）（平成２０年１２月２６日付け平成２０・１２・２２原院第６号）は廃止する。</u></p> | <p>(新設)</p> |